

(書式 1 - 2)

交通事故に基づき損害賠償を求める訴えの答弁書

平成〇〇年(ワ)第〇〇〇〇号損害賠償請求事件

原告 〇 〇 〇 〇

被告 〇 〇 〇 〇

答 弁 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇地方裁判所第〇〇民事部 御中

Asahi Chuo

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

被告 〇 〇 〇 〇



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 第1項は認める。
- 2 第2項(1)のうち「漫然と右折した」とする点は否認するも、その余及び第2項(2)は認める。
- 3 第3項は否認。

4 第4項(1)は否認、同(2)は認める。

5 第5項は争う。

第3 被告の主張

1 被告は、本件現場で右折する際、十分に徐行し対向車両に注意していたが、原告車が制限速度を〇〇km/時も上回る高速で進行してきたため、避けることができなかったものである。

それ故に、既払分を含めた総損害につき十分な過失相殺がなされるよう主張する。

2 原告の症状の程度から見て、休業損害、逸失利益についての損害は特に過大であり、認めがたい。



証拠方法

乙第1号証

実況見分調書

附属書類

乙第1号証（写）

1 通

解説

1 民法第709条だけでの請求の場合（物損事故等の場合、有り得る。）、過失の立証責任が原告にあるため、被告側は否認するというだけでよい。

但し、自動車損害賠償保障法第3条での請求の場合、立証責任が転換するため、被告側が無過失を立証しない限り、原告の訴えが認められる場合がある。

2 「被告の主張」は、一応過失を認めた上での「過失相殺」の主張となる。

過失相殺の割合等は裁判所の裁量的判断にまかされるため、被告側は過失相殺として考えうる原告側の過失を主張すればよく、具体的過失割合までの主張は必要ないが、被告として相当と考える過失割合を「少なくとも〇割の過失相殺がなされるべきである」といった形で主張することもある。*a h i C h u o*